


三木市記者発表資料 (令和4年8月2日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 農業振興課	課長 辻田文英 (内線 2220)	農業政策係	0794-82-2000 (内線 2203)

タイトル
農業生産者経営継続支援給付金の計算方法を変更
内容
<p>コロナ禍の影響を受けた農業者を支援する「農業生産者経営継続支援給付金」について、休耕や農地の貸し借りなどに伴う作付面積の増減があった場合は、給付金額の計算の際に調整を加えます。</p> <p>【給付金の計算方法の概要】</p> <p>(1) 変更前 令和2年分又は令和元年分の農業収入から令和3年分の農業収入を差し引いた額の20%相当額。</p> <p>(2) 変更後 令和2年分又は令和元年分の農業収入から令和3年分の農業収入を差し引いた額の20%相当額（ここまでは変更前と同一）。 ただし、休耕や農地の貸し借りなどに伴い、作付面積が変動した場合は、1アール当たりの収入減少額に令和3年分の作付面積を乗じた額の20%相当額。 (市ホームページにある計算シートを活用して給付額を確認できます。)</p> <p>【交付申請期間】 令和4年10月31日(月)まで</p> 
セールスポイント
<p>コロナ禍の影響を受けている農業者を支援するという制度の趣旨に沿って、より公平な支援を行うため、計算方法に調整を加えます。</p> <p>農業者の皆様におかれましては、ぜひ積極的にご活用いただきますようお願いいたします。</p>